

1 地域活動に役立つ助成制度等について

[質問①]

まちづくり活動を始めたいのですが、何から始めたらよいですか？

広島市では、「各区役所地域起こし推進課」の中に「まちづくり支援センター」を設置し、住民主体のまちづくりを支援しています。



この「まちづくり支援センター」では、まちづくりに関する相談に対し、助言や情報提供、関係機関の紹介のほか、まちづくり人材育成講座の開催、まちづくり活動に必要な物品の無償貸出などの支援を行っています。

まずは「まちづくり支援センター」にお気軽にご相談ください。

問合せ先：各区役所地域起こし推進課（まちづくり支援センター）
（電話番号は32ページ参照）

区の魅力と活力向上推進事業に取り組んでいます！

地域特性を生かした個性豊かで魅力と活力のあるまちづくりを推進するため、区役所の地域起こし推進課（まちづくり支援センター）が中心となって、まちづくり活動への補助金の交付（※）や、事業の共同実施、物品の提供など、それぞれの活動に適した方法で、地域の皆さんの主体的なまちづくり活動を支援しています。



※ 区の魅力と活力向上推進事業補助金

この事業の取組の一つとして、各区役所が設定したテーマに基づき、皆さんが自ら行うまちづくり活動を広く募集し、選ばれた活動に補助金を交付する制度を設けています。詳細については「各区役所地域起こし推進課（まちづくり支援センター）」へお問い合わせください。

[質問②]

安心して町内会等の活動に取り組めるよう、市民活動保険制度について教えてください。

広島市では、市が保険料を負担し、活動を行う市民の皆さんの傷害事故、賠償事故を対象とする市民活動保険制度を整えて、その活動を支援しています。



市民の方は、保険料の支払いや事前登録の必要はありません。事故発生後に、会則・事業計画・名簿等を提出していただき、保険の対象になるかどうかの審査を行います。審査の結果、保険の対象にならない場合もあります。また、危険度の高い活動（チェーンソーによる伐採や高所での枝打ち作業等）は対象となりませんので、ご心配であれば、事前にお問い合わせください。

問合せ先：各区役所地域起こし推進課
(電話番号は32ページ参照)

市民活動保険Q & A



- Q 1. 町内会主催の運動会で競技中に転倒し、けがをしました。この場合は対象になりますか。
- A 1. 対象となりません。運動会での指導、準備、片付けなど運営のための活動は対象となりますが、スポーツ活動や文化活動での競技者、演技者、観覧者などは対象外となります。
- Q 2. 自動車で、高齢者や体の不自由な方を病院に送迎するボランティア中に交通事故にあいました。この場合は対象になりますか。
- A 2. 自動車を運転している方は市民活動を行う方なので、この方がけがをされた場合は、傷害保険の対象になります。しかしながら、同乗されていた高齢者や体の不自由な方がけがをされた場合、また、他の車両等に損害を与えた場合は、賠償責任保険の対象となりません。

無理のない活動をこころがけましょう

近年、市民活動中の事故が増加しております。長期間の通院が必要となるけがや、草刈り機の飛び石による自動車の破損などのほか、骨折等のけがを起因として後遺障害が生じるなどの、重大な事故も発生しております。市民活動を行う際には、何よりも事故やけがのないよう、より一層ご注意くださいようお願い申し上げます。

[質問③]

町内会・自治会行事の盛り上げ役や講師を紹介してもらえますか？

広島市では合人社ウェンディひと・まちプラザ（広島市まちづくり市民交流プラザ）の「まちづくりボランティア人材バンク」を通して、あなたの地域にあったボランティアや専門家を紹介します。



1 まちづくりの達人を紹介してほしい

町内会・自治会が実施する講演会の講師やイベントの盛り上げ役などを紹介してほしい方は、こちらへお問い合わせください。

（まちづくりボランティア人材バンク TEL：082-545-3911）

相談後、紹介してほしい人が見つかったら、まちづくり市民交流プラザへ「紹介申込書」を提出してください。

※ 謝礼金は要りませんが、交通費、資料代、材料費などの実費はご負担いただきます。

※ 政治、宗教、営利目的や個人の依頼、または、長期継続プログラムにはお応えできません。

【人材バンク紹介申込書】

http://www.cf.city.hiroshima.jp/m-plaza/pdf/shoukai_e.xls

2 まちづくりの達人として登録したい

あなたの技術、資格、専門知識などを生かして、町内会・自治会が行うイベントなどの地域活動の役に立ちたいと思われる方は、こちらへお問い合わせください。

（まちづくりボランティア人材バンク TEL：082-545-3911）

※ 住所、電話番号（ファクス番号も）などは非公開です。連絡調整はまちづくり市民交流プラザが行います。

※ 登録された方は、活動に際して「広島市市民活動保険」が適用になります。

【人材バンク登録申込書】

http://www.cf.city.hiroshima.jp/m-plaza/pdf/touroku_e.xlsx

〔質問④〕

地域コミュニティを活性化させるために新たな活動を行いたいのですが、広島市で何か支援がありますか？

広島市では、自分たちの住むまちを、世代を超えて住み続けられるよう、住民自らの手で問題解決や新しい魅力づくりに取り組む場合に、以下の支援を行っています。

1 “まるごと元気” 地域コミュニティ活性化補助金

【対象となる取組】

- ①地域活性化プランの作成
- ②空き家等を活用した住民間の交流拠点づくり
- ③空き地を活用した菜園・花壇づくり
- ④プラチナ世代・リタイア世代等の地域デビュー支援
- ⑤交流拠点におけるネットスーパー利用の環境づくり
- ⑥住民勉強会の開催
- ⑦他の地域等との交流を図る活動の実施
- ⑧子どもたちの思い出づくりの取組
- ⑨その他地域の活性化に資する地域独自の取組



【対象者】町内会・自治会（連合町内会等の連合組織を含む。）、子ども会、地区社会福祉協議会、広島型地域運営組織「ひろしま LMO」

【補助金額】

区分	補助率		補助限度額
①、②の取組	補助対象経費の 10 分の 10（全額）以内		50万円
③～⑨の取組	初年度	5分の5（全額）以内	10万円
	2年度目	5分の4以内	8万円
	3年度目	5分の3以内	6万円
	4年度目	5分の2以内	4万円
	5年度目	5分の1以内	2万円

※ 申請方法や募集期間など、詳細については市ホームページでご確認ください。

問合せ先：各区役所地域起こし推進課
（電話番号は32ページ参照）

2 住宅団地における住替え促進事業

住宅団地の自治組織が、空き家を活用して子育て世帯の住替えを促進するための取組を行う場合に、空き家のリフォーム費や入居者の家賃の一部を補助します。

【補助対象団地】

市がとりまとめた「住宅団地の活性化に向けて」において調査対象とした169の住宅団地

【補助対象建築物】

町内会などの自治組織が作成する空き家活用計画書に記載されたもの

【補助金額など】

区分	補助率	補助限度額
ア. リフォーム費補助	改修経費の2分の1以内	50万円/戸
イ. 家賃補助(※)	家賃の2分の1以内	2万円/月・世帯

※補助期間は、補助金の交付を決定した月から24ヶ月

【対象者】

ア. 空き家の所有者・空き家への入居者、 イ. 空き家への入居者

※申請方法や募集期間等の詳細については、市ホームページでご確認ください。

《住宅団地の活性化に関する資料》

住宅団地の活性化に関する資料を市ホームページに掲載していますので、活動の参考にしてください。

・「住宅団地の活性化に向けて」

地元の実情などを把握した団地住民の皆さんの意見を取り入れながら、住宅団地活性化に向けた総合的な対策について検討し、市としての方針を取りまとめたものです。



・「住宅団地活性化ハンドブック」

地域課題の把握の手法の提案や広島市内における身近な事例、取組を実際に行っている方々の体験談等を集めて掲載したものです。



問合せ先：都市整備局住宅政策課

TEL 082-504-2292

3 公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業（小さなエリアマネジメント）

住民主体のにぎわいづくりの活性化と地域活動の財源確保による地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、一定の条件を定めた上で街区公園等の利用に関する規制を緩和し、住民主体のまちづくり活動を支援します。

【規制緩和の内容】

- ①物品販売等を主目的とする営利活動の実施
（例：バザー、産直市、グルメフェア etc.）
- ②自動販売機の設置
（例：清涼飲料水の自動販売機）
- ③公園改良の提案
（例：芝生やウッドデッキの整備 etc.）

※これらの活動にかかる公園使用料等を免除します。



【対象場所】町内会等の区域内にある街区公園等

【対象者】町内会・自治会、連合町内会、地区社会福祉協議会 など

【制度活用の条件】

- ・住民主体のまちづくり活動として、地域のにぎわいづくりのために行うこと
- ・本制度に基づく活動により、町内会等が得る収益の全てを、町内会等の活動費に充てること
- ・近隣・地域住民の同意を得ていること

※その他、規制緩和の内容により各種要件があります。



※申請要件や申請方法など、詳細については市ホームページでご確認ください。

問合せ先：各区役所地域起こし推進課・維持管理課
まずは、地域起こし推進課へご相談ください。
（電話番号は32ページ参照）

4 広島広域都市圏交流活動促進事業

公共交通の利用促進及び地域コミュニティの活性化を図るため、広島広域都市圏（※）内で活動する地域団体が、団体間の交流やイベント出展、地域資源の視察等で公共交通を利用する際の経費を補助します。

※広島広域都市圏：広島県、山口県、島根県の3県にまたがる以下の30市町で構成する圏域
 広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、
 江田島市、府中市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町
 山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町
 島根県：浜田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町



広島広域都市圏マスコットキャラクター
ひろしま都市犬はっしー

【対象団体】

広島広域都市圏内に所在する地域活動団体（町内会・自治会、地区社会福祉協議会、広島型地域運営組織「ひろしまLMO」、子ども会、老人クラブなど）、広島広域都市圏内に所在する産業関連団体

【対象となる事業】

交流事業	団体交流型	対象団体同士が広島広域都市圏内において交流する事業
	イベント出展型	対象団体が広島広域都市圏内において開催されるイベント等に出展する事業
単独事業	対象団体が広島広域都市圏内において地域資源の視察等を行う事業	

※同一市町内での活動も対象となります。

【補助金額など】

区分	補助率	補助限度額
交流事業	対象経費の10分の10	1人当たり1万円かつ1団体20万円
単独事業	対象経費の2分の1	1人当たり5千円かつ1団体10万円

※年度内に交流事業と単独事業それぞれ2回まで申請可能です。

※申請方法や申請要件等の詳細については、広島広域都市圏ホームページでご確認ください。



広島広域都市圏
ホームページ

問合せ先：企画総務局広域都市圏推進課または各区地域起こし推進課
 （電話番号は32ページ参照）

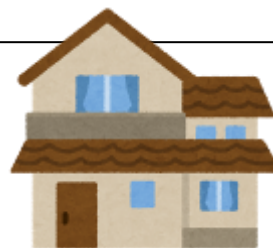
〔質問⑤〕

地域の空き家を、地域住民の活動・交流の場として活用したいと考えていますが、広島市で何か支援がありますか？

広島市では、地域コミュニティの再生・活性化のために、空き家や空き店舗を地域住民の活動・交流の場として活用している場合に、継続した取組になるよう「活動・交流拠点」として認定し、支援する制度があります。

町内会・自治会、地区社会福祉協議会又は広島型地域運営組織「ひろしま LMO」が市に申請し、認定を受けた場合、活動・交流拠点の運営等に関する情報の提供や助言を行うとともに、空き家等の固定資産税及び都市計画税を減免します。

空き家等を活用した活動・交流拠点認定制度



【認定要件】

(1) 活用する空き家等

- ・家屋及びその敷地全部について、居住その他の使用がなされていないこと。
- ・町内会等が所有者から無償で借り受け、契約期間が1年以上の使用貸借契約を締結していること。又は町内会等が所有していること。など

(2) 活動内容

活動・交流拠点での活動内容は、1月1日から申請日までの間（新規の申請については申請日の前1か月以上の間）、次の全ての要件を満たしていること。

- ・地域住民（町内会等の活動範囲内の住民）の誰もが利用可能なこと。
- ・月4回以上使用されていること。
- ・1月当たり延べ50人以上の利用があること。

(3) 町内会総会等での合意

※ 空き家等を活用し、新たに活動・交流拠点を作る場合は、質問④の1で紹介した空き家等を活用した住民間の交流拠点づくりに対する補助制度も活用できます。

問合せ先：各区役所地域起こし推進課
（電話番号は32ページ参照）

【質問⑥】

地域を花や緑で明るく華やかにしたいので、公園などの一角に花壇をつくりたいのですが、どこに相談すればよいですか？

広島市では、地域の皆さんの手により行われる花づくり活動に対して、必要な資材の提供や費用の助成など、次のような支援を行っています。



1 身近な公園再生事業

【支援内容】

◆ **相談・情報提供**

アイデアの段階から実施、管理運営に至るまで、随時、相談や情報提供に応じます。

◆ **資材の提供**

活動の初期に必要な資材(花・樹木の苗、土壌改良剤、レンガ、材木など)を提供します。

一つの公園で一つの活動ごとに 10 万円分を限度としますが、花壇づくりについては、3 年目まで継続支援可能とし、3 年間で 15 万円分を限度とします。

◆ **緑化指導者の派遣**

草花や樹木の育成に関する技術講習のため指導者を派遣します。

問合せ先：各区役所維持管理課
(電話番号は32ページ参照)

2 花と緑のまちづくり地域活動促進事業

【対象となる活動の条件】

- ・3年以上継続して主体的に行われてきた地域における花を飾る活動であること
- ・道路、公園、公民館等の公共施設で行われている活動であること など

【支援内容】

- ・花苗、土など活動に必要な資材を、活動面積に応じて提供します。
(10㎡未満：3万円以内、10～20㎡未満：4万円以内、20㎡以上：5万円以内)

問合せ先：各区役所地域起こし推進課
(電話番号は32ページ参照)

[質問⑦]

地域で集会所をつくりたいのですが、
広島市の補助を受けることはできますか？



広島市では、地域の皆さんが集会施設の建設や改修等の工事を行われる場合に、工事等に要する費用の一部を補助する制度があります。

1 対象となる団体

おおむね30世帯以上で形成された住民組織（町内会・自治会等）

2 対象経費

集会施設の新築、購入、増築、改修及び初年度備品買入に要する経費

3 補助金額

対象経費の半額（1/2）としますが、次の金額を超えることはできません。

○ 新築・購入 500万円

（ただし、初年度備品買入の補助を別途希望する場合は、450万円）

○ 増築・改修 270万円

○ 初年度備品買入 50万円

⚠ 申請に当たってのお願い

- ◆ 補助の対象になるかどうかは、詳細をお聞きしなければ分かりませんので、計画がある場合には、お早めに「各区役所地域起こし推進課」までご相談ください。
- ◆ 地域の皆さんが納得できる工事にするために、工事業者選定（価格決定）の競争性や透明性を確保する手続きが大切です。

問合せ先：各区役所地域起こし推進課
（電話番号は32ページ参照）



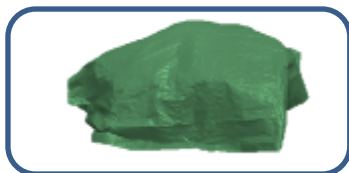
[質問⑧]

ごみステーションがカラスなどの被害にあっています。広島市にはごみステーションの管理に対する支援制度はありますか？

広島市では、平成27年8月から、10世帯以上が使用する屋外のごみステーションを管理する町内会などの団体に対して、ごみステーションの管理用具の貸与とごみボックス購入等の補助金交付の制度があります。

1 広島市ごみステーション管理用具の貸与

防水シート



カラスよけネット



防水シート・カラスよけネットは約10世帯用と約20世帯用を用意しています。

ごみ収集枠は約10世帯用と約15世帯用を用意しています。

ごみ収集枠（折畳み式）



2 広島市ごみボックス購入等の補助金交付制度

【補助の対象】

ごみボックスの購入、製作又は修理に係る経費（設置費用を含む。）

【補助額】

3万円以下の場合は全額。3万円を超える場合は、3万円を超える額の2分の1を加算し、限度額は5万円です（ただし、いずれも千円未満は切り捨てとなります。）。

なお、補助金交付制度の利用に当たってのごみボックス等の購入時期は、補助金交付決定通知の後をお願いします。決定通知前に購入等をされたものは対象になりませんので注意してください。

問合せ先：各環境事業所 または 業務第一課
（電話番号は32ページ参照）

[質問⑨]

落書きが目立ってきたので、みんなで協力して消そうと思うのですが、広島市で何か支援がありますか？



広島市では、町内会等の地域団体の方などが、自主的に落書き消去の活動を行う場合、落書き消去に必要な「ペンキ」や「刷毛」、「落書き消去剤」などを提供しています。

落書き消去用具等の提供を受けたい団体は、「各区役所地域起こし推進課」へ事前にご相談ください。申請書など、必要書類を添えて活動予定日の20日前までに地域起こし推進課へ提出してください。

 申請の前に

落書き消去には、必ず所有者又は管理者の承諾が必要になります。

所有者又は管理者から承諾書をもらい、同時に、ペンキの色や当日の立会いなどを確認しましょう。



問合せ先：各区役所地域起こし推進課
(電話番号は32ページ参照)

[質問⑩]

広島市の助成制度について、どのようなものがあるのか知っておきたいのですが、これらをまとめたもの（一覧表）はありませんか？



広島市では、上記（質問①～⑩）で紹介したもの以外にも、地域活動に役立てていただける様々な支援を行っています。これら支援の種類、問い合わせ先については、30ページに掲載していますので、そちらをご覧ください。

また、「各区役所地域起こし推進課」では、まちづくり活動の主な助成制度を紹介したパンフレットを配布しています。